

【条例概要】 (仮称) 鶴岡市障害差別解消推進条例

1. 前文

本市のこれまでの障害者保健福祉の取り組みを振り返るとともに、障害を理由とする差別の現状や課題を認識し、条例を制定する趣旨を前文において明らかにする。

2. 目的

条例の目的は、「障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指すこと」を趣旨とする。

3. 定義

条例で用いる用語を定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるようにする。

①障害者 ②社会的障壁 ③障害を理由とする差別 ④合理的な配慮の提供

4. 基本理念

共生社会の実現を目指す基本的な考え方として、次に掲げる理念を定める。

- ①全ての障害者は、自ら選択した場所に居住し、その地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ②全ての障害者が、必要かつ合理的な配慮が的確に行われることにより、障害者でない者と等しく、権利を行使し、機会を得、又は待遇を受けることができること。

5. 市、事業者、市民の責務や役割

共生社会の実現に向けて、市、事業者、市民が果たすべき責務や役割を定める。

- ①「市」は、基本理念に則り、障害及び障害者に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消し、障害の有無にかかわらずともに安心して暮らすことができる共生社会の実現のための必要な施策を計画的に実施すること。
- ②「市民及び事業者」は、基本理念に則り、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する障害を理由とする差別の解消に向けた施策に協力するよう努めること。
- ③「障害者及び支援者」は、合理的な配慮が必要なときは、配慮の内容について、周囲に伝えるよう努めること。

6. 障害を理由とする差別に関する相談等

障害者、家族、事業者、市民からの障害を理由とする差別に関する相談、助言とともに、関係者間の調整等の体制を定める。

7. 共生社会の実現に向けた施策を推進するための協議の場

障害を理由とする差別の解消を図るための施策を効果的かつ円滑に実施することを目的にした協議の場を設置する。

【国の基本方針との関係】

障害者差別解消法第6条第1項の規定に基づき策定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）では、下記のように謳われている。

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

2 基本的な考え方

(3) 条例との関係

地方公共団体においては、近年、法の制定に先駆けて、障害者差別の解消に向けた条例の制定が進められるなど、各地で障害者差別の解消に係る気運の高まりが見られるところである。

法の施行後においても、地域の実情に即した既存の条例（いわゆる上乗せ・横出し条例を含む。）については引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害者差別を解消する取組の推進が望まれる。

【参考】別紙

- （仮称）鶴岡市障害差別解消推進条例 骨子案

- （仮称）鶴岡市障害差別解消推進条例(案)

- 鶴岡市障害者施策推進協議会条例(平成17年12月26日 条例第267号)
鶴岡市障害者施策推進協議会委員名簿

- 鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会設置要綱(平成18年11月1日 訓令37号)
鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会委員名簿

- 県内各市町村における障がい者差別解消条例の制定状況

- 法と各市条例の関係性について(対比表)

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

- 山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例

- 意見聴取先候補リスト(案)